

改正の趣旨

資料3

経済社会の構造改革をさらに推進し、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済拠点の形成を図り、並びに地域の活性化を図るため、国家戦略特別区域法において、現行の特例措置の延長及び新たな規制の特例を設ける等の措置を講ずる。

1. 株式会社等による農地取得特例の期限延長

農地取得の特例の延長【法第18条改正】

○農地法において農地所有適格法人以外の法人に認められない農地取得を一般法人であっても可能とする。

※特区法上の現行規定が本特例規定の施行から5年後（令和3年8月末）に期限が切れるところから期限をさらに**2年延長**

農業の担い手の確保、遊休農地の発生防止・解消
及び農地の効率的な利用を実現可能に

2. 工場新增設促進のための関連法令の規制緩和

工場立地規制の特例の創設【新設】

○工場立地法及び地域未来投資促進法に基づく工場敷地の緑地面積率等の規制について、市町村の条例により、国又は市町村の準則に代えて、周辺環境との調和の確保を図りつつ、地域の判断で緑地面積率等の基準を緩和することを可能とする。

国内の生産拠点の整備を促進、物流機能を強化

3. 建物用途の需要変化に伴う用途規制緩和に係る手続簡素化

用途規制の特例の創設【新設】

○地区計画等の区域内において用途規制の緩和を行う条例を制定する際に必要な国土交通大臣の承認について、国家戦略特別区域計画の認定をもって**承認があったものとみなす。**

ポストコロナ時代に合わせた

都市開発プロジェクトの促進及び既存ストックの有効活用を可能に

4. 中心市街地活性化基本計画の認定に係る手続簡素化

計画認定の特例の創設【新設】

○国家戦略特別区域計画の認定をもって中心市街地活性化基本計画の**認定があったものとみなす。**

国家戦略特区事業と中心市街地活性化施策の相乗効果を創出

公布日・施行期日

公布日：令和3年5月19日

施行期日：公布後から3月を超えない範囲で政令で定める日（ただし、1は公布日施行）

農地所有者

所有権移転

兵庫県養父市

所有権移転

企業

長期的、安定的な農業経営

担い手不足、遊休農地の解消

6次産業化の促進

用途地域	緑地面積率	
	現行制度 (A市準則)	特例措置 (想定)
工業専用・工業地域	10%以上	3%以上
準工業地域	15%以上	5%以上
その他の用途地域	20%以上	10%以上

※黒枠内は特例措置に基づき特区自治体が個別に定めることができる。